

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は法定の審査請求期間を経過してされた不適法なものであるとして、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下する旨の決定をした。

本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとして

これを却下しているのです、この点について以下検討する。

2 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、請求人は、平成○年○月○日付け労働保険審査請求書において、「原処分のあったことを知った年月日」を平成○年○月○日としている。したがって、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して3か月目に当たる平成○年○月○日までとなる。請求期間の満了日（3か月目）が土曜日、日曜日、その他祝日等の閉庁日に当たるときは、期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、本件審査請求の請求期間の満了日は、同月○日となる。

(2) しかるに、審査請求代理人が、審査官宛てに労働保険審査請求書を郵便により発信した日は、平成○年○月○日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

3 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成○年○月○日付け聴取書（審査官作成）及び同年○月○日付け労働保険再審査請求書に添付の理由書において、要旨、①本件処分に係る支給決定直後から労働局や労働基準監督署の職員に対して給付基礎日額に不服がある旨伝えしたが、審査請求について一切説明がなかつたこと、②本件処分に係る書類の開示請求にかなりの時間を要したこと、③体調が悪く通院もしている中で育児や介護をこなしていたこと、④関係機関の説明が不十分であったことから、短時間で請求することには無理があつたと述べている。

しかしながら、請求人が原処分に不服がある場合の対応については本件処分に係る支給決定通知書において教示（請求期間について不動文字で印刷）されているところであり、請求人は、請求期間について知り得る状態にあったものである。また、このほか請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえず、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

- 4 以上のおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のおり裁決する。